

# 日本放送協会 理事会議事録

(2022年 7月12日開催分)

2022年 7月29日(金)公表

<会議の名称>

理事会

<会議日時>

2022年 7月12日(火) 午前10時30分～10時45分

<出席者>

前田会長、正籬副会長、林専務理事、小池専務理事、伊藤専務理事、  
児玉理事・技師長、中嶋理事、山内理事、安保理事、山名理事  
大草監査委員

<場所>

放送センター役員会議室

<議事>

前田会長が開会を宣言し、議事に入った。

付議事項

## 1 審議事項

- (1) 2021年度(令和3年度)インターネット活用業務実施計画の実施状況とその評価について
- (2) 総務省「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ(案)についての意見募集」への対応について
- (3) 総務省「衛星放送の未来像に関するワーキンググループ報告書を踏まえたBS右旋の空き帯域の4K放送への割当てに関する基本的考え方についての意見募集」への対応について

## 2 報告事項

- (1) 放送番組審議会議事録（資料）

## 3 審議事項

- (4) 第1404回経営委員会付議事項について

### 議事経過

#### 1 審議事項

- (1) 2021年度（令和3年度）インターネット活用業務実施計画の実施状況とその評価について

（経営企画局）

NHKインターネット活用業務実施基準（以下、「実施基準」）第8条第1項および第3項の規定に基づく2021年度（令和3年度）インターネット活用業務実施計画（以下、「2021年実施計画」）の実施状況とその評価の案について、審議をお願いします。決定いただきましたら、すみやかに公表いたします（注）。

まず、実施状況のうちの、「概況」についてです。

NHKは、放送法第15条に掲げられた目的を達成するため、放送法、実施基準、2021年度実施計画等に基づき、2021年度のインターネット活用業務を実施しました。インターネット活用業務総体として、公共の福祉の実現に向けた価値を提供し、信頼される「情報の社会的基盤」としての役割を果たしていくために、放送番組とその理解増進情報の提供を行いました。

インターネット活用業務の実施にあたっては、2021年度実施計画の冒頭に示したインターネット活用業務基本方針に則り、同実施計画の各項目の記載内容に沿って業務を実施しました。また、インターネット活用業務審査・評価委員会の2020年度答申第2号に示された見解に留意して業務を行いました。

なお、実施基準については、2022年度以降に「NHKプラス」のサービス改善やインターネット活用業務についての社会実証を行うため

の変更について、2022年1月、総務大臣の認可を得ました。当該変更の施行日は2022年4月1日です。

実施状況には、「概況」のほか、「インターネット活用業務の種類」、「2号受信料財源業務について」、「2号有料業務について」、「放送法上の努力義務に係る取り組みについて」、「3号受信料財源業務について」、「3号有料業務について」、「インターネット活用業務の実施に要した費用について」、「インターネット活用業務の経理について」、「インターネット活用業務審査・評価委員会について」、「インターネット活用業務に関する意見・苦情等への対応について」、「サービスの利用状況について」、「競争評価指標の観測状況について」を記述し、別表として「2号受信料財源業務の各サービスの利用状況（2021年度）」を記載しています。

次に、実施状況の評価のうち、「評価の目的」についてです。

2021年度（令和3年度）インターネット活用業務実施計画の実施状況の評価は、実施基準第8条第1項に基づき、2021年度のインターネット活用業務が実施基準および2021年度実施計画に則り適切に実施されたことを確認することによってNHKのインターネット活用業務の透明性の確保に資すること、および、当該業務の改善に資することを目的として行います。

続いて、「2021年度実施計画の実施状況の評価」についてです。

NHKは、放送法第15条に掲げられた目的を達成するため、放送法、実施基準、2021年度実施計画等に基づき、2021年度のインターネット活用業務を実施しました。公共の福祉の実現に向けた価値を提供し、信頼される「情報の社会的基盤」としての役割を果たしていくために、放送番組とその理解増進情報の提供を行いました。年間を通じて実施基準および2021年度実施計画からの逸脱はなく、それらに則って適切にインターネット活用業務を実施しました。

実施したサービスの公共性と市場競争への影響、実施に要した費用、区分経理の適正を確保するための手続き、受信料制度の趣旨との整合性、利用者からの意見・苦情等の内容、手続きの適切性の観点ごとに評価を行い、2021年度実施計画の実施状況は妥当であったと考えられ

るとまとめています。

最後に、「インターネット活用業務審査・評価委員会の見解等」についてです。

「2021年度（令和3年度）インターネット活用業務実施計画の実施状況とその評価」については、実施基準第9条第3項に基づき、委員会に諮問して、インターネット活用業務の公共性および市場競争への影響等、公共放送の業務としての適切性を確保する観点からの見解を求めました。委員会からは、2022年度答申第1号として、「2021年度（令和3年度）インターネット活用業務実施計画の実施状況に係る協会の評価は、妥当であると考え」旨の答申を得ました。また、2023年度（令和5年度）インターネット活用業務実施計画の策定にあたっての留意事項として、「公共的価値と市場影響の総合衡量を可能にするために、実施する各サービスがどのような価値の実現に寄与するのかについて、適切に整理すること」、「インターネットの特性を活用した情報提供をその効果が最大となるように行うことで、より多くの視聴者・国民にとって適切な公共的価値の提供に努めること」、「放送法第15条に掲げられたNHKの目的の達成に資するサービスの継続・強化に取り組み、公共的価値の最大化に努めること」、市場競争への影響の評価について、引き続き「市場動向を注視すること」、NHKプラスについて「改善の取り組みを着実に進めたうえでその結果もふまえつつ、受信料制度との整合性を保ちながらさらなる認知と拡大に努めること」等が示されました。

2022年度においても、NHKはインターネットも積極的に活用して、信頼される「情報の社会的基盤」としての役割を果たせるよう、放送法、実施基準等に則り、インターネット活用業務を適切に実施していきます。また、委員会の2022年度答申第1号に示された見解を踏まえて、2023年度の実施計画を策定し、インターネット活用業務のさらなる改善に取り組みます。

本件が決定されれば、本日開催の第1404回経営委員会に報告します。

(会 長)           ご意見等がありませんので、原案どおり決定し、本日開催の第1404回経営委員会に報告します。

注：「2021年度（令和3年度）インターネット活用業務実施計画の実施状況とその評価」は、NHKのウェブサイト「NHKオンライン」の「NHKのインターネット活用業務について」に掲載しています。

(2) 総務省「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（案）についての意見募集」への対応について  
(経営企画局)

総務省の有識者会議「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」が、先月末、「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（案）」を公表し、意見募集が行われています。これに対し、NHKとして意見を提出したいので、審議をお願いします。

提出する意見は主に次のとおりです。

取りまとめ案では、NHKが検討会で示した課題や方向性がおおむね取り入れられていると認識しているので、「総論として賛成」との意見を記載したうえで、これまで検討会で述べてきた留意点や配慮してほしい点についてあらためて意見表明をしています。

まず、「放送ネットワークインフラの将来像」のうち、ミニサテなど中継局をNHKと民放などが共同利用することについては、経済合理性の確保を前提に引き続き検討を進める必要があること、中継局などの無線設備を保有するハード事業者を設置する場合は、対象となる設備やエリア・業務の範囲は様々な選択肢があるため、ハード事業者の経営の選択肢を狭めないことが重要であることを述べています。

次に、小規模中継局のブロードバンド等による代替については、将来の放送事業者の選択肢を増やす意味で有意義であり、持続可能性・経済合理性を念頭に置いた検討を進めることが大切であること、その際にはいわゆる「フタかぶせ」がなく放送と同様の映像・音声を送られること

を前提にすべきことを述べています。

また、「放送コンテンツのインターネット配信の在り方」のうち、NHKにおけるインターネット活用業務の制度的位置付けについては、「NHKにおけるインターネット配信については、制度的措置についても併せて検討していくべき」とのとりまとめ案の記載を重く受け止め、NHKとしても対応していくこと、制度的措置について検討する際には、必要なコンテンツを放送に加え通信（インターネット配信）でも視聴者に届けていくうえでどのような規律が適当か、国民の知る権利に奉仕するための表現の自由、報道の自由との関係性に留意しつつ検討が行われることが適切であることを述べています。

以上の内容が決定されれば、NHKの意見を総務省に提出します。

(会長)           ご意見等がありませんので、原案どおり決定し、本日開催の第1404回経営委員会に報告します。

(3) 総務省「衛星放送の未来像に関するワーキンググループ報告書を踏まえたBS右旋の空き帯域の4K放送への割当てに関する基本的考え方についての意見募集」への対応について

(経営企画局)

総務省の「放送を巡る諸課題に関する検討会」の下に設置された「衛星放送の未来像に関するワーキンググループ」が、2021年10月に報告書を公表しました。今回、総務省は報告書の提言を踏まえ、BS右旋の空き帯域を4K放送へ割り当てるために必要な制度整備を行うに当たり、意見募集を行っています。これに対し、NHKとして意見を提出したいので、審議をお願いします。

提出する意見は次のとおりです。右旋の位置付けについて、2K放送を行う放送事業者による対応について、基幹放送普及計画における左旋の位置付けについて、の3点について意見を提出します。

まず、右旋の位置付けについては、4K放送の番組や放送事業者を増やし、4K放送を市場として確実に立ち上げる施策には賛同すること、長い年月をかけて受信環境を整えてきた右旋帯域の利用には引き続き公

共性に留意が必要であること、新たな右旋と左旋の役割を含めた衛星放送の全体像について、視聴者に対してわかりやすい説明を行っていくことが必要であることを述べています。

次に、2K放送を行う放送事業者による対応について、総務省の考え方では、既存2K放送事業者が独自に新たな映像符号化方式の採用を進めることも想定しているのに対し、受信者保護の観点と現実的な新規放送事業者の参入状況を踏まえた判断が必要であり、総務省主導で関連する制度設計を進める必要があることを述べています。

最後に、基幹放送普及計画における左旋の位置付けについては、基幹放送普及計画を見直す場合、目指すべき衛星放送全体のサービスイメージを明確にしたうえで、今後のロードマップの検討と作成が必要であること、新たなサービス活用への可能性の検討に当たっては、国として十分な支援を検討するとともに、既存放送事業者と視聴者への影響がないようにする必要があることを述べています。

以上の内容が決定されれば、NHKの意見を総務省に提出します。

(会 長)           ご意見等がありませんので、原案どおり決定します。

## 2 報告事項

### (1) 放送番組審議会議事録（資料）

(メディア編成センター・国際放送局)

メディア編成センターと国際放送局から、中央放送番組審議会、国際放送番組審議会、地方放送番組審議会（関東甲信越、近畿、中部、中国、九州沖縄、東北、北海道、四国）の2022年5月開催分の議事録についての報告。

## 3 審議事項

### (4) 第1404回経営委員会付議事項について

(経営企画局)

本日開催の第1404回経営委員会の付議事項について、審議をお願いします。

付議事項は、報告事項として、「『2021年度（令和3年度）インターネット活用業務実施計画の実施状況とその評価』について」および「総務省『デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（案）』についての意見募集』への対応について」です。

（会 長）            ご意見等がありませんので、原案どおり決定します。

以上で付議事項を終了した。

上記のとおり確認した。

2022年 7月26日

会 長    前 田 晃 伸